

医療法人社団**葵会**を 選考法人に決定しました



1. (仮称)葵会逗子病院の概要

(※予定診療科目等は、現時点での予定であり、変更となる場合があります。)

(1) 予定診療科目

内科、循環器科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科

(2) 病床数及び種類

病床数：300床

病床種類：一般病床、回復期リハビリテーション病床、地域包括ケア病床、緩和ケア病床

(3) 施設概要

延床面積：約 20,000 m²

施設：手術室、外来診察、薬局、売店、喫茶、駐車場（約 200 台）



(4) 逗子に進出するに当たっての葵会の基本的な考え方

- ① 逗子市の中核病院となることを目標とし、「在宅療養後方支援病院*1」「地域医療支援病院*2」を目指します。
- ② 急性期*3、回復期*4、慢性期*5 をその医療機能とします。
- ③ 横須賀・三浦二次保健医療圏*6 及び周辺医療圏の病院、診療所、医療福祉関係の諸機関と緊密な連携体制を構築します。
- ④ 横浜南共済病院の重点的関連病院と位置付けます。
- ⑤ 三浦半島地域病院群輪番制*7 に参加し、「逗葉地域医療センター」と緊密な連携をして救急医療のスムーズな運用を維持します。

2. 今後の予定について

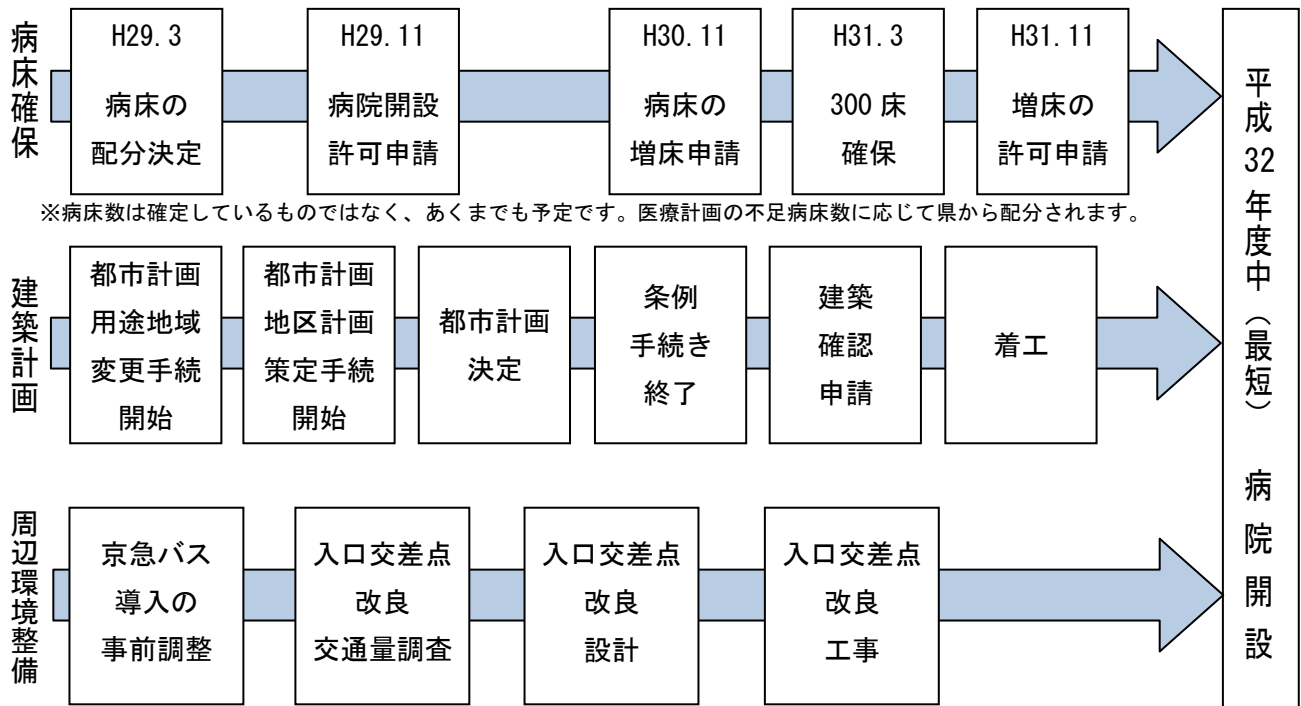
平成 28 年 12 月 9 日、医療法人社団葵会は神奈川県に 175 床に対する、病院整備に関する事前協議の申請を提出しました。今後、3 月末に結果が通知され、ここで病床が確保されると、11 月末までに県に対し、病院等の開設許可申請をすることになります。

逗子市としては、まずは、病床の確保に向け、関係機関に対して積極的な働きかけを行うとともに、医療法人社団葵会と開設に向けた協議を行います。

また、予定地は第一種低層住居専用地域*⁸ のため、病院の公共性を踏まえた第一種住居地域*⁹ への用途地域の変更及び周辺環境へ配慮した地区計画の策定に向けて、住民の理解を得ながら手続きを進めます。

さらに、県土木事務所や逗子警察署などと、周辺環境整備に向けた調整・協議なども行っていきます。

病院開設までの流れ



3. 総合的病院が逗子にできると・・・



(1) 総合的な医療を受けられます

逗子市内には慢性期の病院しかなく、急性期と回復期の病院がありません。総合的病院の誘致により、このアンバランスが解消され、急性期から回復期・慢性期・終末期*10まで、市民の命を支えるトータルな医療環境が整います。

(2) 市内での救急治療が可能になります

市内に救急の受け入れ可能な総合的病院がないため、逗子市の救急搬送は近隣他市と比べて多くの時間を要しています。総合的病院が実現すれば、この状況を大きく改善できます。

(3) 安心して在宅療養ができます

在宅医療を支えるためには、かかりつけ医と連携し、緊急時に入院を受け入れてもらう後方支援病院が必要です。市内に総合的病院があることで住み慣れた地域で安心して在宅療養をすることができます。

(4) 大規模災害時の医療体制が強化されます

災害時には逗葉地域医療センターが医療救護拠点となりますが、センターに医師が常駐している訳ではありません。大規模災害時に市民の命を守るために、総合的病院は大きな役割を果たします。

【用語解説①】

- *1 在宅療養後方支援病院：病床数 200 床以上で、在宅療養患者の容体が急変した場合にもスムーズに受診・入院ができる体制を整えている病院
- *2 地域医療支援病院：原則 200 床以上、他医療機関からの紹介患者の比率が 80%以上等いくつかの要件を満たした、地域の病院、診療所などを後方支援する病院
- *3 急性期：症状が急激に現れる時期
- *4 回復期：患者の容体が危機状態から脱し、身体機能の回復を図る時期
- *5 慢性期：病状は比較的安定しているが、治癒が困難な状態が続いている時期
- *6 横須賀・三浦二次保健医療圏：神奈川県が保健・医療・福祉の連携した総合的な取組みを行うために設定した圏域

6ページの
用語解説②に続く



4. 総合的病院の選考過程



(1) 公募の経緯及び選考結果

逗子市が含まれる横須賀・三浦二次保健医療圏内において、今年度 175 床の病床が不足となったことから、昨年 10 月 4 日から 11 月 18 日までの間、沼間 3 丁目の市有地を候補地として総合的病院の公募を行ったところ、二法人からの応募がありました。

選考に当たっては、学識経験及び専門的識見を有する 3 名の委員で構成される逗子市総合的病院選考委員会がそれぞれの法人の計画等について調査及び審議を重ね、その結果選考された法人にさらに市長が直接ヒアリングを実施し、最終的に医療法人社団葵会を選考法人として決定いたしました。

(2) 選考理由



選考理由としては、次の 5 つが挙げられました。

- ① 在宅療養後方支援病院、地域医療支援病院を目指すとしており、市が求める「病院の規模」、「在宅医療・介護連携の推進への協力」及び「地域の中心となるような病病・病診連携*11 の推進」に寄与することが期待できる。特に病病連携については、横浜南共済病院の重点的関連病院と位置付けており、具体性が伺える。
- ② 小児科、内科、外科を対象とした二次救急輪番制への参加及び診療科目等については、一定の要請に応えられている。
- ③ 大規模災害時等には、災害拠点となり得るような物資の供給等を行う体制が示されている。
- ④ 診療科目ごと及び救急体制における医師の配置案には、具体性が伺える。また、小児科医の確保策について対応する姿勢を示している。
- ⑤ 全個室の提案は、将来の患者療養環境の向上を志向しており、意欲が感じられる。

(3) 選考委員会からの付帯意見

また一方で、委員会から付帯意見が付されました。その内容は、次のとおりです。

- ① 小児科医を含む医療従事者の確保の実現への取組み
- ② 市民や近隣住民、地元医師会との関係の構築
- ③ 利用者や地域住民の利便性及び周辺環境対策
- ④ 利用する側の視点に立った個室割合の考え方及び差額ベッド代の設定
- ⑤ 病院建設に向けた市・事業者・学識経験者等からなるプロジェクトチーム設置の必要性



5. 総合的病院関連のQ & A

Q 1. 病院はいつごろ開設する予定ですか？

A 病院を建設するには、300床の病床確保に加え、都市計画手続や市の条例手続等に1～2年程度必要です。よって、早ければ平成32年度中の開設となる見込みです。

Q 2. 道路の渋滞対策は、 どのように考えているのでしょうか？

A 県道の交差点改良や市道の整備、渋滞の防止策の実施など周辺環境対策に取り組めます。また、路線バス及び無料送迎バスの運行を要請します。



Q 3. 全室個室となるそうですが、 全てに差額ベッド代がかかるのでしょうか？

A 病院の差額ベッド数の割合は総病床数の50%以内と決められているため、全室個室でもすべてに差額ベッド代がかかるわけではありません。また、個室割合の考え方、差額ベッド代の設定等については、患者の負担を可能な限り軽減するなど、利用者の視点に立って検討します。



Q 4. 医療の現場では医師不足が言われていますが、 医師は確保できるのですか？

A 葵会は全国規模で医療施設等を運営しており、関連病院からの人材確保を予定しています。グループ内では医師の派遣等の交流も行っており、充実した医療を提供できるよう、医師を確保します。



Q 5. 逗葉医師会や地域の医療機関との連携は、 どのように考えているのでしょうか？

A 葵会は、地域連携室の設置にも力を入れており、地域医療機関と緊密な連携体制を構築して、地域医療の充実を目指します。また、(仮称)葵会逗子病院を横浜南共済病院の重点的関連病院と位置付け、地域の中心病院として「病病・病診連携」を推進します。

Q6. 休日・夜間も診察を行ってくれるのでしょうか？

A 小児科、内科、外科について横須賀・三浦医療圏内の二次救急輪番制へ参加します。また、逗葉地域医療センターでの一次救急開設以外の時間帯についても、葵会は経営努力によって救急患者受け入れの拡充を図ります。



Q7. 市有地の貸し付け条件はどのようなものですか？

A 救急医療の充実、在宅医療の後方支援及び災害時の拠点としての役割等、市の施策への協力、地域への貢献など、公益性が高いことから市有地を無償貸し付けする方針です。

Q8. 市の財政負担はあるのでしょうか？

A 葵会に対して運営費、建設費や赤字補てんの補助は一切しません。また、前回の病院誘致の際とは異なり、今回は二次救急の委託をしないため、用地の無償貸し付け、道路などの周辺環境整備を除き、市の負担は一切ありません。



【用語解説②】

- *7 三浦半島地域病院群輪番制：三浦半島地域の9病院で構成され、一次救急医療機関で対応できない重症な場合や時間帯などに、二次救急医療を当番により行う制度
- *8 第一種低層住居専用地域：都市計画法で「低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域」のこと。建築することができる建築物の用途に、病院は含まれません
- *9 第一種住居地域：都市計画法で「住居の環境を保護するため定める地域」のこと。建築することができる建築物の用途に、病院は含まれます
- *10 終末期：病気が治る可能性がなく、死を迎えることが予想される時期
- *11 病病・病診連携：病院と病院、病院と診療所が連携して医療を提供する仕組み

総合的病院誘致についてのご意見をお寄せください。

FAX 046-873-4520 E-mail kenkou@city.zushi.kanagawa.jp
郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市福祉部国保健康課健康係